草加市教育委員会会議録

令和５年第１０回定例会

令和５年草加市教育委員会第１０回定例会

令和５年１０月２６日（木）午前９時から
教育委員会会議室（ぶぎん草加ビル４階）

○議　題

第４８号議案　職員の分限処分について
第４０号報告　県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について
第４１号報告　草加市立小中学校通学区域審議会の答申に係る報告について
第４２号報告　草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

○出席者

教　育　長	山　本　好一郎
教育長職務代理者	小　澤　尚　久
教 育 委 員	加　藤　由　美
教 育 委 員	川　井　かすみ
教 育 委 員	峰　﨑　隆　司

○説明員

教育総務部長	福　島　博　行
教育総務部副部長	河　野　　健
教育総務部副部長	伊　藤　寿　夫
教育総務部副部長 (兼)指導課長	和　田　　卓
総務企画課長	浅　古　亮　一
学 務 課 長	岩　渕　健　志
教育支援室長	篠　﨑　光　浩

○事務局

小　関　隆　志

西　塔　　翼

○傍聴人　　０人

午前９時００分 開会

◎開会の宣言

○山本好一郎教育長　ただ今から、令和５年教育委員会第１０回定例会を開催いたします。

◎前回会議録の承認

○山本好一郎教育長　事務局から、前回の会議録を朗読願います。

――― 前回会議録の朗読 ―――

○山本好一郎教育長　ただ今事務局から前回の会議録の朗読がございましたが、これにつきましてご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

（「ありません」と言う者あり）

○山本好一郎教育長　よろしければ承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○山本好一郎教育長　以上で、前回の会議録の承認を終了いたします。

◎議案審議

○山本好一郎教育長　ただ今から審議に入らせていただきます。本日の案件は、議案が１件、報告が３件となっております。

なお、委員さんの中で、議題以外で教育全般に係るご質疑、ご意見等がございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本好一郎教育長　初めに、第４８号議案につきまして、総務企画課長より説明させます。

○説明員　職員の分限処分について、ご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、地方公務員法第２８条第２項第１号及び職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第３条第１項の規定に基づき、職員の分限処分を行う必要を認めたため提出するものでございます。内容につきましては、病気休職、主事、１件でございます。

当該職員は、令和５年８月１５日から病気休暇を取得し、現在に至っておりますが、令和５年１１月１５日に病気休暇の上限である３ヶ月を経過することから、服務の取扱いは休職となります。この度、医師２名から、令和５年１２月１５日まで休養を要するとの診断書が提出さ

れたことから、病気休職期間を令和５年１１月１５日から令和５年１２月１５日までとするものでございます。説明は以上でございます。

〇山本好一郎教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

〇峰﨑隆司委員　この方は、何年目で何歳ですか。

〇説明員　現在６年目の職員で中央図書館に配属されておりまして、中央図書館は２年目となります。年齢につきましては２７歳となっております。

〇峰﨑隆司委員　休職期間が１月ということで、そんなに長くはないわけですが、職場に戻る場合の手続きとして、教職員の場合だと職リハなどもありますが、どのような流れになりますか。

〇説明員　職員の状況にもよりますが、基本的には分限処分になりますと、１ヶ月ほど職場でリハビリを行っていただいて、所属長に今後勤務できるかどうか、という状況を確認していただきます。その中で、またやっていけそうだと確認できた時点で、本人にもう１回病院へ行っていただいて、主治医にこれまで訓練をしてきた状況などを報告していただいて、主治医の方から復職可能かどうか、もう少し休んでもらうかというご判断をいただいてから、またこちらで、それに基づいて手続きいただくことになります。

〇峰﨑隆司委員　分かりました。そうすると教職員の場合と同じようなやり方だと思うのですが、休職期間が１１月１５日から１ヶ月間なので、休職に入るとすぐ職リハという事になると思うのですが、その辺りは特に心配ありませんか。教職員の場合は、短期間の休職はあまりなくて、病気の種類にもよりますが、最低でも３ヶ月ほどは取ると思います。

〇説明員　１２月１５日までの期間となっておりますが、おそらく１２月の初めに、本人がまた病院に行って主治医に状況報告して、１２月１５日以降、もう少し休んだ方がいいのではないか、若しくは休職はしますが訓練をやってみるなど、そういったご判断をいただいた診断書がおそらく提出されると思いますので、その辺りについてまた対応していきたいと思っております。

〇峰﨑隆司委員　そうすると、結果的には延長される見込みですか。そうでないと、例えば１２月の始めに医師の診断で、もう大丈夫ですと言われて、すぐ復職していいものかどうかが心配です。

〇　説明員　現状では館長にも、本人と話をしていただいたのですが、その中で１２月１５日の復職は厳しいという話がありました。

○峰﨑隆司委員　難しいという見通しですね。分かりました。

○山本好一郎教育長　他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第４８号議案につきましては、原案どおり可決することでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○山本好一郎教育長　異議がないようですので、第４８号議案については、可決といたします。

◎第４０号報告　県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○山本好一郎教育長　続きまして、教育長に対する事務委任規則に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。第４０号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員　９月の県費負担教職員の人事に係る専決処理をご報告いたします。

初めに、この件につきましては、本来であれば教育委員会の議決を経て行うべきところではございますが、緊急に処理する必要があり、教育委員会を招集するいとまがないと認め、専決処理をさせていただきましたことから、これをご報告するものでございます。

内容でございますが、育児休業は小学校教諭１件、女性でございます。小学校養護教諭１件、女性でございます。中学校教諭２件、女性と男性でございます。休職は小学校教諭２件、発令についてですが、欠員補充につきましては、小学校講師１件、代員につきましては、病休代員は中学校講師１件でございます。育休代員は、小学校講師１件、中学校講師１件でございます。任期付教職員は、小学校養護教諭１件、中学校教諭１件でございます。説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○峰﨑隆司委員　休職の小学校２件、これは延長ではなく、新たな休職ということでしょうか。

○説明員　この２件につきましては、病休から休職になったところでございます。

○峰﨑隆司委員　その２人の状況を少し教えていただけますか。

○説明員　１件は、症状はうつ病でございまして、女性の２８歳の２年目の方です。もう一件は適応障害ということで、男性で３４歳の９年目の方です。

○山本好一郎教育長　よろしいですか。他にご意見ご質問はございますか。

○小澤尚久教育長職務代理者　育児休業で、中学校の男性、女性とありますが、それぞれ期間等もう少し詳しく教えてください。

○説明員　中学校教諭の女性の方の期間は、９月３０日から令和７年３月３１日までございます。もう一方は男性ですが、９月１日から令和６年３月３１日までの期間となっております。

○峰﨑隆司委員　発令の方で欠員補充と代員は、皆さん更新の発令ということで、これはもう年齢的にそういった方がやっていただけるということですか。

○説明員　そのとおりです。

○山本好一郎教育長　他に、ご意見、ご質問はございますか。

それでは、第４０号につきましては、原案どおり承認することでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○山本好一郎教育長　異議がないようですので、第４０号報告については、承認といたします。

◎第４１号報告　草加市立小中学校通学区域審議会の答申に係る報告について

○山本好一郎教育長　続きまして、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。第４１号報告について、学務課長より説明させます。

○説明員　草加市立小中学校通学区域審議会の答申についてご報告いたします。令和４年７月２６日付けで諮問いたしました、草加市立小中学校指定学校変更の許可に関する基準の在り方について、令和５年８月３０日に開催されました第６回草加市立小中学校通学区域審議会におきまして、答申の内容が決定され、９月２９日付けで議事録に署名をいただき、必要な事務手続きを経まして、１０月１８日に答申をいただくに至りました。

草加市立小中学校通学区域審議会において、草加市立小中学校指定学校変更の許可に関する基準の在り方について、⑴通学安全上の学校選択の在り方について、及び⑵学校大規模化による学校選択の在り方についてを諮問し、慎重に審議を重ねていただき、この答申をいただきました。

⑴通学安全上の学校選択の在り方についてでは、現行の草加市小中学校指定学校変更の許可に関する基準の通学安全上の学校選択について、令和９年度、２０２７年度入学生より廃止するべきであると答申をいただきました。答申理由といたしましては、「草加市では交通量の増加及び通学の危険性等の課題から、小中学校の通学安全上の学校選択可能地域を設定してきた。制度の導入から約２０年が経過したが、現在では本制度を利用する児童生徒が減少するとともに、通学安全上の懸念に対しても様々な対策や地域の協力により対応できている状況である。なお、中学校においては、令和４年度入学者で本制度を利用する者はいない状況にある。さら

に、草加市は幼保小中を一貫した教育やコミュニティスクールにより、地域との結び付きを強め、地域の子どもは地域で育てる教育の一層の充実を期待できる。このようなことから、現在設定されている現行の小中学校通学安全上の学校選択を廃止するべきである。廃止に当たっては、保護者や児童生徒、地域住民への周知と理解を得る必要があることから一定の猶予期間を設け、令和８年度、小中学校入学までは現行の制度を維持し、令和９年度の入学者から廃止を適用する対象学年として、スムーズに新たな制度への変更を行うことができるようにする。なお、令和８年度小中学校入学者までは、現行の通学安全上の学校選択を利用した当該小中学校への入学及び卒業するまでの在籍を認めるなどの配慮が必要である。」

次に、⑵学校大規模化による学校選択の在り方について、現行の草加市小中学校指定学校変更の許可に関する基準の学校大規模化による学校選択について、令和９年度、２０２７年度入学者より廃止するべきであると答申をいただきました。答申の理由といたしましては、「草加市では学校規模の適正化のため、学校大規模化による学校選択について、平成１６年度に高砂小学校から氷川小学校へ、清門小学校から長栄小学校へ、平成２２年度より、清門小学校から新栄小学校への学校選択を認めている。この選択制については、児童数の推移と教室の不足状況を把握しながら、長期的展望に立って導入されてきた制度である。平成１３年度には、高砂小学校の児童数が１０００人を超え、平成２１年度には清門小学校の児童数も１０００人を超えることとなった。しかしながら、令和５年５月１日時点での同校の児童数は、高砂小学校７７７人、清門小学校７８６人であり、学校大規模化による学校選択制利用者も年々減少している状況にある。さらに、両校の令和１０年度の児童数予想は、高砂小学校６６６人、清門小学校６０４人となっている。このような見通しから、学校規模の適正化を継続していく必要はないものと考える。このようなことから、現在制定されている現行の学校大規模化による学校選択を廃止すべきである。廃止に当たっては、保護者や児童・地域住民への周知と理解を得る必要があることから、一定の猶予期間を設け、令和８年度、小学校入学までは現行の制度を維持し、令和９年度の小学校入学者から廃止を提供する対象学年として、スムーズに新たな制度の変更を行うことができるようにする。なお、令和８年度、小学校入学者までは学校大規模化による学校選択を利用した当該の小学校への入学および卒業するまでの在籍を認めるなどの配慮が必要である。」

今後この答申に沿って、草加市立小中学校の指定学校変更に、その許可に関する基準及び草加市立小中学校指定学校変更に関する基準に反映させる見直し案をお示ししてまいります。説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○峰﨑隆司委員　一つは、答申書の日付が８月３０日で、先ほど説明があった、署名が９月２６日とおっしゃいました。それで、受け付けたのは１０月１８日で、少し日にちが空いてしまっていますが、何かあったのですか。

○説明員　委員長の日程の都合等もありまして、少し時間をいただくこととなりました。

○峰﨑隆司委員　もう一つ内容のことについてですが、１２ページの通学安全上は、たしか平成１１、２年の頃に、私が学務課にいた頃の審議会の中で出た案だったと思います。元々は、外環道ができることによって新田小学校の学区が分断されてしまうということ、それから、青柳小学校の学区で、渡るのが危ないので何とかならないか、と話があったので導入されたものだと思います。その後、いろいろ安全上の配慮もされてきて、実際、利用者も少ないということなので、これはもう廃止でもいいのかと思います。

　それから２番目の大規模化も、これは学校がどんどん大きくなってしまって、特に高砂小学校と清門小学校が大きくなって、どうしたらいいだろうかということで、近隣の少ない学校に移動してもいいということにしたのですが、これはあまり効果がなかったと思っています。どうしても近いところ、地元の学校に行きたいという声が多かったので、これを設定したのですが、これが役立ったかというのは、あまり実感としてはないかと思っています。今後の見通しも減少傾向であって、そこまで大規模になる見通しもないということであれば、これも廃止で仕方がないかと思っています。で、中学校の選択制も廃止してきた経緯もあって、やはり地元の学校に行くっていうことで、なるべく指定された学校、そこに通学してもらって、小中連携であるとか、地元の結びつきとかいうことで進めていく上では、このような基準を見直していくことが適切ではないかと思っています。

○川井かすみ委員　いただいた参考資料の最後のページに、令和４年度から令和１０年度児童数予想推移とありますが、現在、多くのマンションが建ちつつあり、これからもまだ建設予定なのと、分譲住宅もかなりの数が建つということで、栄小学校と松原小小学校に関しては、児童数がかなり増えるのかと思うのですが、栄小学校の方は逆に人数が減っているのは、どういった見込みなのでしょうか。減るよりかは増える予想になるのではないかと思ったのですが、これは何を参考にして、このような数字が出されたのでしょうか。

○説明員　まずこの数字を出したときには、審議会を行っている一番初めの年の時の状況でしたので、また改めて情報を仕入れて、新たな数字を計算していくところでございます。

○峰﨑隆司委員　これは、住民基本台帳に基づいているので、社会増は入ってないのではないですか。ですので、マンションの建設等は考慮してないため、実際に増えるかもしれませんが、これはあくまで今生まれている子どもの人数でいくと、この人数になりますってことですよね。

当時は１年ずれていますが、そういった数字でしたので、マンションができる、分譲住宅が増えるということは当然あるので、栄小学校や松原小学校はもっと増えていくかもしれませんが、それはここのデータには入っていないということですね。入れられないと言った方がいいかもしれません。そこは分かりませんが、あくまで今生まれている子どもたちが、そのまま入学してきた時にこの数になるという数です。

○小澤尚久教育長職務代理者　答申理由のところで、現在では、本制度を利用する児童生徒が減少するとともにとありますが、別冊資料６ページの、選択可能の利用人数というところを見れば、今現在それを利用している児童が何人いるかが分かるということでよろしいですか。

○説明員　はい。

○小澤尚久教育長職務代理者　ということは、今利用しているのは新里小学校の１０人だけっていう、そういうような形なわけですね。

○説明員　そのとおりです。

○小澤尚久教育長職務代理者　わかりました。ありがとうございます。

○山本好一郎教育長　他にご意見、ご質問はございますか。

なければ、次の報告に移ります。

◎第４２号報告　草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

○山本好一郎教育長　次に、第４２号報告につきまして、教育支援室より説明させます。

○説明員　第４２号報告、草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について、ご説明させていただきます。

１０月６日実施の第４回草加市障害児就学支援委員会の審議結果でございます。

諮問事項１、障がいがあると思われる児童生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育的措置が必要と思われる児童生徒に対する障がいの種類の判断・障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございます。

特別な教育措置１、調査依頼人数・調査実施人数は２０人でございます。次に、障がいの種類の判断でございますが、知的障害が３人、情緒障害等が１６、人肢体不自由が１人でございました。次に、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございますが、知的障害と判

断された３人は、知的障害特別支援学級で指導することが望ましいと判断されました。また、情緒障害等と判断された１６人のうち７人は、通級指導教室・発達障害・情緒障害での指導を受けながら、通常学級で指導することが望ましい。９人は、自閉症情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいと判断されました。肢体不自由と判断された人には、特別支援学校肢体不自由で指導することが望ましいと判断されました。次のページ、特別な教育措置２、通級による指導、ことば･きこえをご覧ください。調査依頼人数、調査実施人数は３人でございます。調査審議の結果、言葉に障がいがあると思われる児童は３人でございました。障がいの種類の判断は、２にございますとおり、構音が３人でございました。障がいの程度の判断につきましては、３にございますとおり、要観察が１人、要指導が２人でございました。

続きまして、諮問事項２、障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断･障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援についてでございます。

特別な教育措置１、査依頼人数・調査実施人数は３９人でございます。次に、障がいの種類の判断でございますが、障がい種を判断できるほどの課題は見られないが１人、知的障害が１４人、情緒障害等が２３人、肢体不自由が１人でございました。次に、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございますが、障がい種を判断できるほどの課題は見られないと判断された人には、市教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましいと判断されました。知的障害と判断された１４人のうち９人は、知的障害特別支援学級で指導することが望ましい、５人は知的障害特別支援学校で指導することが望ましいと判断されます。また、情緒障害等と判断された２３人のうち４人は、通級指導教室、発達障害・情緒障害での指導を受けながら、通常学級で指導することが望ましい。１９人が自閉症情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいと判断されました。また、肢体不自由と判断された１人は、特別支援学校肢体不自由で指導することが望ましいと判断されました。

続きまして、就学予定児に係る特別な教育措置２についての調査依頼は、今回はございませんでした。説明は以上でございます。

〇山本好一郎教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

〇川井かすみ委員　まず、就学予定児で、それぞれ知的の特別支援学校、肢体不自由の特別支援学校と判断されたお子様の就学先は、今のところどのような進学先をご希望されているのか、また、参考資料で中学校２年生が、肢体不自由の特別支援学校が望ましいという判断がありま

すが、それぞれの差し支えない範囲でお答えいただけますか。

〇説明員　まず、就学予定児の方ですが、知的の特別支援学校の５人につきましては、それぞれ保護者の方もご希望されておりまして、特別支援学校の方に進む予定となっております。このあと受理会へ進みます。また、肢体不自由の特別支援学校の方も、お子様の状況と保護者の願いというところで、特別支援学校へ進む予定となっております。

　次に、中学校２年生の肢体不自由のお子様ですが、昨年度からなかなか登校ができていませんでしたが、ようやく病名が付いて、保護者の方も支援学校で登校をさせてあげたいという思いがありまして、ただ、すぐにというわけにはいかなかったので、準備をしっかりとしてから、来年度の進学というところで準備を進めております。

〇加藤由美委員　中学校２年生なのであと１年で、みんな一緒に卒業できると思ったのですが、親御さんのご希望で、卒業が地元の学校ではなくて、特別支援学校をご希望ということでしょうか。

〇説明員　病名の付かない時には地元の学校という事で、昨年度もふれあい教室の見学に来られたりなど、うちのスクールソーシャルワーカーが、医療機関や関係機関と保護者の方をつないだりということをやっていたのですが、病名が付いたところから、保護者の方は支援学校というところで思いが固まったと伺っております。

〇小澤尚久教育長職務代理者　参考までに、今の病名は、どういったものでしょうか。

〇説明員　脊髄小脳変性症という病気です。体の方も動かなくなってきているというところで、初めはコロナの後遺症かと、保護者の方は思っていたそうですが、様子がおかしいということとがあり、お医者さんの方に継続して診察を受けていく中で、こういった病名が出てきたということでした。そのため、なかなか学校の方に行けていなかったということもあります。

〇加藤由美委員　来年度、支援員さんなどの増加予定はあるのでしょうか。

〇説明員　現在、ヒアリングの最中でございますが、教育支援室の希望としては、３人増員したいという形で出させていただいております。学校の希望に沿えるようにしたいと考えております。

〇加藤由美委員　昨日の足助先生のお話しを聞いて、全学校の先生方に是非聞いてもらいたいと思いました。支援を必要とする児童・生徒のことを先生方がよく知り、理解していかなくてはいけないし誰ひとり取り残すことがないよう、予算も厳しいと思いますが支援員を増やしてほしいと思います。

◎その他

〇山本好一郎教育長　続きまして、その他の報告がございましたら、お願いいたします。

〇教育総務部長　特にございません。

〇山本好一郎教育長　その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程につきまして、事務局からお願いいたします。

〇教育総務部長　次回の教育委員会日程についてでございますが、令和５年第１１回定例会を１１月２２日水曜日、時間は午前９時から、場所は教育委員会会議室でお願いしたいと考えております。

◎閉会の宣言

〇山本好一郎教育長　それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午前９時４０分 閉会